介護老人保健施設　ラ･パス
所定疾患施設療養加算算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

１、対象になる入所者の状況は次の通りです。

・肺炎

・尿路感染症

・帯状疱疹（抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限ります）

２、上記で治療が必要になった入所者の対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また、1回に連続する7日間を限度とし 月1回に限り算定します。

３、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。

４、請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載します。

５、算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

主な治療内容

肺炎	胸部ﾚﾝﾄｹﾞﾝ、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服または点滴注射、水分補給（経口･点滴）、喀痰吸引等、診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染	尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服または、点滴注射、水分補給(経口･点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
帯状疱疹	原因になるウィルスに対しては、抗ウィルス剤の点滴注射また、水疱などの皮膚症状に対しては抗ウィルス剤の外用薬を用い治療を行っています。

所定疾患施設療養費算定状況

単位：人

平成28年

月 / 疾患名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
肺炎	11	2	12	2	1	1	3	3	15	2	2	1
尿路感染	4	1	2	3	3	3	3	2	5	3	4	
帯状疱疹		1								1		2

平成29年

月 / 疾患名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
肺炎	2	2	5	11	2	3	2	3	2	10	10	2
尿路感染	1	3	2	1	1	1		2	1	1	2	2
帯状疱疹		1	1				1					

平成30年

月 / 疾患名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
肺炎	1		3	19	4	2	2	5	2		1	
尿路感染	2	2			1	2	1	2	3	1	4	1
帯状疱疹	1		1									1

令和元年

月 疾患名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
肺炎	4	6	4	2	1	3	3	2	9	4	5	2
尿路感染	3	1	4	1	2	1	3	3	3	4	3	4
帯状疱疹						1		1				1

令和2年

月 疾患名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
肺炎	1	1		3	3	3	5	1	3	3	2	4
尿路感染	2	1	1	2	6	3	5	5	4	5	1	
帯状疱疹	1			1								